

平成17年 第2回(定例) 壱岐市議会 会議録(第5日)

議事日程(第5号)

平成17年6月23日 午前10時00分開議

日程第1	議案第51号	壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について	総務常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第52号	壱岐市税条例の一部改正について	総務常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第53号	壱岐市立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の制定について	総務常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第54号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	総務常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第55号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	総務常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第56号	平成17年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第57号	平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第58号	平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第59号	平成17年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)	建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第60号	姉妹都市の提携について	総務常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第61号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業経済常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第62号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業経済常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第63号	公有水面埋立について	産業経済常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	陳情第2号	パートタイム労働者等の均等待遇実現を求める陳情	総務常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第15	陳情第3号	最低賃金の引き上げと制度の抜本改正を求める陳情	総務常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第16	要請第1号	地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出の要請	総務常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	要請第2号	地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出の要請	議会運営委員長報告・採択 本会議・採択
日程第18	要請第3号	「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択の要請	建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第19	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長説明・質疑 委員会付託省略・了承
日程第20	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長説明・質疑 委員会付託省略・了承
日程第21	発議第3号	地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について	提出者説明・質疑 委員会付託省略・可決
日程第22	発議第4号	地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について	提出者説明・質疑 委員会付託省略・可決
日程第23	発議第5号	道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出について	提出者説明・質疑 委員会付託省略・可決
日程第24	発議第6号	壱岐市議会の解散に関する決議について	提出者説明・質疑 委員会付託省略・討論 記名投票・否決

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員(55名)

2番 町田 光浩君	3番 小金丸益明君
4番 深見 義輝君	5番 坂本 拓史君
6番 今西 徹也君	7番 平尾 典子君
9番 今西 菊乃君	10番 市山 和幸君
12番 長島 清和君	13番 山下 澄夫君
14番 豊坂 敏文君	15番 富田 邦博君
16番 山下 正業君	17番 立石 和生君
18番 坂口健好志君	19番 中村出征雄君
20番 橋本 早苗君	21番 立川 省司君
22番 鷓瀬 和博君	23番 中田 恭一君
25番 馬場 忠裕君	26番 久間 進君
27番 小園 寛昭君	28番 眞弓 倉夫君
29番 大久保洪昭君	30番 山内 道夫君
31番 江川 漣君	32番 西村 勝人君
33番 大浦 利貞君	34番 榊原 伸君
35番 長岡 末大君	36番 酒井 昇君
37番 久間 初子君	38番 浦瀬 繁博君

39番	末永	浩君	40番	倉元	強弘君
41番	横山	重光君	43番	平畑	光君
44番	吉田	寛君	46番	佐野	寛和君
48番	永田	實君	49番	森山	是蔵君
50番	山川	峯男君	51番	近藤	団一君
52番	牧永	護君	53番	品川	洋毅君
54番	長山	茂彌君	55番	川谷	力雄君
56番	赤木	英機君	57番	中村	瞳君
58番	入江	忠幸君	59番	立石	一郎君
60番	原田	武士君	61番	深見	忠生君
62番	瀬戸口	和幸君			

欠席議員（なし）

欠 員（7名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	川富兵右エ門君	事務局課長	山川 英敏君
事務局係長	瀬口 卓也君	事務局書記	松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	長田 徹君	助役	澤木 満義君
収入役	布川 昌敏君	教育長	須藤 正人君
総務部長	松本 陽治君	市民生活部長	園田 省三君
産業経済部長	喜多 丈美君	建設部長	立石 勝治君
消防本部消防長	山川 明君	郷ノ浦支所長	鳥巢 修君
勝本支所長	米本 実君	芦辺支所長	久田 昭生君
石田支所長	瀬戸口幸孝君		
教育次長兼教育総務課長			吉富 一敬君
総務課長兼合併プロジェクト室長			堤 賢治君
企画課長	山本 善勝君	情報管理課長	大浦 栄治君
財政課長	久田 賢一君	税務課長	浦 哲郎君

市民福祉課長	川畑 文隆君	保護課長	高下 莞司君
健康保健課長	小山田省三君	環境衛生課長	桝崎 精司君
農林課長	白石 廣信君	水産課長	後藤 満雄君
観光商工課長	西村 善明君	土木課長	長山 栄君
建築課長	酒村 泰治君	水道課長	松本 徳博君
会計課長	浦川 信久君	病院管理課長	上川 孝一君
市民病院事務長	牟田 数徳君			
かたばる病院事務長代行				前田 正博君
農業委員会事務局長	...	市山 保信君			
選挙管理委員会書記長兼監査委員事務局長				前田 清信君
学校教育課長	長岡 信一君	生涯学習課長	目良 強君
文化財課長	山内 義夫君			

午前10時00分開議

議長（瀬戸口和幸君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は55名であり定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。議案審議を行います。

・ ・

日程第1．議案第51号～日程第18．要請第3号

議長（瀬戸口和幸君） 日程第1、議案第51号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第18、要請第3号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択の要請についてまで、18件を一括議題とします。

本案の審査は各委員会に審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。まず、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長お願いします。60番、原田議員。

〔原田 武士君 登壇〕

予算特別委員長（原田 武士君） 委員会審査報告書、本委員会に付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第56号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）、これにつきましては原案可決であります。

なお、10款教育費中7項の学校給食費における給食センター設計管理委託料につきましては、

基本計画なり方針が具体化していない点もあり、今後関係機関とも綿密なる協議を行うなど、予算の執行については十分な配慮を求めるものであります。なお、委員会に出席されました市長、教育長はその旨を解して慎重に執行に当たるという確約を得ておりますことを補足いたしまして、委員会の報告にかえます。

〔原田 武士君 降壇〕

議長（瀬戸口和幸君） 次に、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長お願いします。35番、長岡委員長。

〔長岡 末大君 登壇〕

総務文教常任委員長（長岡 末大君） おはようございます。委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第51号吉崎市職員の給与に関する条例の一部改正について、審査の結果、原案可決。第52号吉崎市税条例の一部改正について、原案可決。第53号吉崎市立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の制定について、原案可決。第54号吉崎市消防関係手数料条例の一部改正について、原案可決。第55号吉崎市火災予防条例の一部改正について、原案可決。第60号姉妹都市の提携について、原案可決。

続きまして、当委員会に陳情、意見書要請が来ておりますので報告いたします。本委員会に付託された陳情等を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第136条の規定により報告します。

陳情第2号パートタイム労働者等の均等待遇実現を求める陳情、審査の結果、不採択。委員会の意見はなし。陳情第3号最低賃金の引き上げと制度の抜本改正を求める陳情、不採択。委員会の意見はありません。要請第1号地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出の要請、審査の結果、採択。意見書の提出をさせていただきます。

なお、陳情第2号、陳情第3号が不採択となった理由としましては、今日の社会情勢を考慮するとき地方の実情も踏まえ、画一的な取り扱いについては問題があると思料されるということです。

報告を終わります。

〔長岡 末大君 降壇〕

議長（瀬戸口和幸君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長お願いします。52番、牧永委員長。

〔牧永 護君 登壇〕

産業経済常任委員長（牧永 護君） 委員会審査報告、本委員会に付託された議案は、審査の

結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第61号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、原案可決。第62号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、原案可決。第63号公有水面埋立について、原案可決。

〔牧永 護君 降壇〕

議長（瀬戸口和幸君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長お願いします。48番、永田委員長。

〔永田 實君 登壇〕

建設常任委員長（永田 實君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。議案番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。

第57号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。第58号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。第59号平成17年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

続きまして、要請の審査報告をいたします。委員会審査報告書、本委員会に付託された要請を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第136条の規定により報告します。

記。要請第3号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択の要請、審査の結果、採択。委員会の意見なし。意見書の提出でございます。

以上でございます。

〔永田 實君 降壇〕

議長（瀬戸口和幸君） 次に、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長お願いします。59番、立石委員長。

〔立石 一郎君 登壇〕

議会運営委員長（立石 一郎君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された要請を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第136条の規定により報告します。

記。要請第2号地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出の要請、審査の結果、採択。委員会の意見なし。意見書提出。

〔立石 一郎君 降壇〕

議長（瀬戸口和幸君） これから各委員長の報告に対する質疑を行います。

日程第1、議案第51号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第18、要請第3号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択の要請についてまで、18件に対し一括して質疑を行います。

なお、ここで申し上げておきますが、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、参考までに申し上げておきます。質疑ありませんか。53番、品川議員。

議員（53番 品川 洋毅君） 総務委員長にお尋ねをいたします。議案第51号壱岐市職員の給与に関する条例についてですが、内容的には厚生委員会の管轄でございます。ただし職員の給与に関する条例であるために総務委員会に付託をされております。そこでお尋ねいたしますが、薬剤師の確保はこれは必要不可欠なものと、私は認識をいたしておるところでございます。ところが、今後の問題として考えられますことは他の技術職員との問題、それから昇給の問題、給与格差の問題、また労使関係との問題、はたまた医療圏組合との問題、こういったものを将来的に大きく含んでいるものと私は認識をいたしております。

そこで厚生委員長である以上、この件につきましてはお尋ねをしておかなければならない理由で、その内容までとは申しませんが、もどどのような審査をなされたのか、その経緯と審査の経過をお尋ねいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 35番、長岡委員長。

総務文教常任委員長（長岡 末大君） 53番議員にお答えしますが、13名の委員のこの給与条例の一部改正につきましては、慎重な審査の結果、今議員言われましたように、ほかとの差がいろいろ出てくるわけでありましてね。内容につきまして、1万が10万になるわけですから、その急激的な金額ということもありますが、この薬剤師という職について一般の方々との差というのは、それはしょうがないところもあるんじゃないかという意見もありましたが、薬剤師につきましては、将来的には院外販売というようなことも視野に入れたところでの取り組みを考えようと。今壱岐市民病院が開業するにあたっては、この形を取らなければ薬剤師がおらないということと、開業がまずできないということがネックのようでありました。その辺からして一応原案を可決しております。

終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 品川議員よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。14番、豊坂議員。

議員（14番 豊坂 敏文君） 総務文教常任委員長にお尋ねをいたします。議案の53号で壱岐市立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の制定ですが、納期限について、他の条例または規則との整合性、これについてどのような審査がなされたか、経過をお願いします。

議長（瀬戸口和幸君） 35番、長岡委員長。

総務文教常任委員長（長岡 末大君） 14番議員の質問にお答えします。この壱岐市立幼稚園預かり保育の件に関しましては、慎重審査の結果、皆さんの御意見として将来を見据えた形の中

での取り組みを考慮してもらおうということで、原案を可決しております。

議長（瀬戸口和幸君） 長岡委員長、14番議員の質問は、預け料の納入に関してのほかの納入方法との整合性という意見であったようですが。

総務文教常任委員長（長岡 未大君） その件は5日以内に支払うものとするので合意しておりますが、いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑はないようですので、日程第1、議案第51号から日程第18、要請第3号まで18件に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。日程第1、議案第51号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第51号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第51号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第52号壱岐市税条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号壱岐市税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第52号壱岐市税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第53号壱岐市立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の制定について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第53号壱岐市立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第53号壱岐市立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第54号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第54号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第55号壱岐市火災予防条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号壱岐市火災予防条例の一部改正については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第55号壱岐市火災予防条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第56号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号平成17年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、議案第56号平成17年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第57号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、議案第57号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第58号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第58号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、議案第58号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第59号平成17年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第59号平成17年度壱岐市水道事業会計補正予

算（第1号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第59号平成17年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第60号姉妹都市の提携について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号姉妹都市の提携については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第60号姉妹都市の提携については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第61号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第61号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第61号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第62号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第62号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第63号公有水面埋立について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第63号公有水面埋立については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第63号公有水面埋立については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、陳情第2号パートタイム労働者等の均等待遇実現を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は不採択です。陳情第2号パートタイム労働者等の均等待遇実現を求める陳情についてを採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立少数です。したがって、陳情第2号パートタイム労働者等の均等待遇実現を求める陳情については、不採択とすることに決定しました。

次に、日程第15、陳情第3号最低賃金の引き上げと制度の抜本改正を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は不採択です。陳情第3号最低賃金の引き上げと制度の抜本改正を求める陳情についてを採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立少数です。したがって、陳情第3号最低賃金の引き上げと制度の抜

本改正を求める陳情については、不採択とすることに決定しました。

次に、日程第16、要請第1号地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出の要請について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。要請第1号地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出の要請については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、要請第1号地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出の要請については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第17、要請第2号地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出の要請について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。要請第2号地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出の要請については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、要請第2号地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出の要請については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第18、要請第3号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択の要請について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。要請第3号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択の要請については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、要請第3号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択の要請については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

・ ・

日程第19．諮問第3号～日程第20．諮問第4号

議長（瀬戸口和幸君） 次に、日程第19、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について、及び日程第20、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について、本日送付されました2件を議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。平成17年6月23日、本日提出でございます。

住所、長崎県壱岐市勝本町仲触90番地の82、氏名、田口チズ子。

提案理由、人権擁護委員、田口チズ子氏が平成17年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるために提案するものでございます。

続きまして、諮問第4号同じく人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。平成17年6月23日。

住所、長崎県壱岐市石田町池田仲触883番地、氏名、野本肇。

提案理由、人権擁護委員、末永裕彬氏が平成17年9月30日をもって任期満了となるので、その後任として野本肇氏を候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるため提案するものである。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 説明が終わりましたので、議案の調査、研究のためしばらく休憩します。再開は10時55分とします。

午前10時41分休憩

.....
午前10時55分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

これから諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、諮問第3号について質疑を終わります。

次に、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。質疑ありませんか。

34番、榊原議員。

議員（34番 榊原 伸君） 合併して同じ町内であれば大体の把握はできますけれども、今回は合併してちょっとこの野本さんという方をよく存じ上げていませんので、市長部局の方では

十分審査されているとは思いますが、簡単な略歴で結構でございますので教えていただきたいと思ひます。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 榊原議員の質問にお答えいたします。

野本肇氏は、住所は先ほど申したとおり石田の池田仲触の883番地でございます、生年月日が昭和18年5月27日生まれということで、満62歳でございます。経歴は、昭和39年10月1日に郵政省郷ノ浦郵便局職員になられまして、また平成2年4月5日郵政省郷ノ浦郵便局局長代理を務めておられます。平成14年6月30日に郵政省郷ノ浦郵便局を退職されまして平成17年2月14日、壱岐市の農業委員会の委員を現在務めていただいております。賞罰としましては、平成7年4月20日に郵政大臣表彰、永年勤続ということで表彰されておりますし、平成9年6月3日に九州郵政局長表彰、業務功労ということで、こういう表彰を受けておられる方でございます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑はないようですので、諮問第4号について質疑を終わります。

お諮りします。諮問第3号及び諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号及び諮問第4号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について、これを了承することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

次に、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立

によって行います。諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について、これに了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

日程第21・発議第3号

議長（瀬戸口和幸君） 日程第21、発議第3号地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。38番、浦瀬繁博議員お願いします。38番、浦瀬議員。

〔浦瀬 繁博君 登壇〕

議員（38番 浦瀬 繁博君） 地方議会制度の充実強化に関する意見書（案）、平成5年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治にかかる地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化してきている。

また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、みずから住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。

このような中、二元代表制のもとでの地方議会での役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能の更なる充実と、その活性化を図ることが強く求められている。一方、各議会においては、自らの議会改革等を積極的に行っているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべき様々な制度的課題がある。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後60年経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。

21世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自律性を発揮してはじめて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって、国におかれては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、議長に議会招集権を付与すること。委員会にも議案提出権を認めること。議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本

的な制度改正が図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成17年6月23日、吉野市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣あてであります。

以上。

〔浦瀬 繁博君 降壇〕

議長（瀬戸口和幸君） これから発議第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、発議第3号について質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから発議第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。発議第3号地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、発議第3号地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第22．発議第4号

議長（瀬戸口和幸君） 次に、日程第22、発議第4号地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。28番、眞弓倉夫議員お願いします。28番、眞弓議員。

〔眞弓 倉夫君 登壇〕

議員（28番 眞弓 倉夫君） 賛成議員、鶴瀬和博、同じく中田恭一。地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書（案）、地方六団体は、「基本方針2004」に基づく政府からの要請により、昨年8月に、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべ

く、地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところである。しかしながら、昨年11月の「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度分を含め、おおむね3兆円とし、その約8割を明示したものの、残りの約2割については、平成17年度中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とは言えない状況にある。

よって政府において、平成5年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議をはじめ、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分に踏まえ、改革案の実現を強く求めるものである。

1、地方六団体の改革案を踏まえ、おおむね3兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。2、生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。3、政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。4、地方六団体の改革案で示された平成19年度から21年度までの第2期改革案について政府の方針を早期に明示すること。5、地方交付税制度については、「基本方針2004」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成17年6月23日、壱岐市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、郵政民営化・経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣。

以上。

〔眞弓 倉夫君 降壇〕

議長（瀬戸口和幸君） これから発議第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、発議第4号について質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています発議第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから発議第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。

発議第4号地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、発議第4号地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第23．発議第5号

議長（瀬戸口和幸君） 次に、日程第23、発議第5号道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。36番、酒井昇議員お願いします。36番、酒井議員。

〔酒井 昇君 登壇〕

議員（36番 酒井 昇君） 発議第5号、平成17年6月23日、苓崎市議会議長瀬戸口和幸様、提出者、苓崎市議会議員酒井昇、賛成者、苓崎市会議員森山是蔵、同じく立石一郎。道路特定財源制度の堅持に関する意見書について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

道路特定財源制度の堅持に関する意見書（案）、道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、高齢化、少子化が進展している状況において、活力ある地域づくりの推進、環境問題への対応、国土の保全に努めるため、道路整備はより一層重要であり、その整備は全国民が等しく熱望するところであります。

特に、苓崎市は昨年3月に苓岐島の4町が合併し、新市として地方の発展と責任ある地方行政を推進していくためには、合併後の効率的な道路網の整備が緊急の課題であり、経済情勢が厳しい状況において、公共投資を着実に実施し、国民が真に必要とする社会資本を整備することにより、経済構造の改革を実現させることが必要であります。

ついては、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記。1、地方道路整備を重点的かつ計画的に進めるため、道路特定財源については、受益者負担の原則に基づき、一般財源化や他に転用することなく、すべて国民の期待する道路整備を推進するために充てること。2、離島及び半島の振興を図るため、道路網の整備強化及び離島架橋の整備促進を図ること。3、道路の補修や災害防除事業等の予算拡大を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成17年6月23日、苓岐

市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、環境大臣、行政改革担当大臣。

以上でございます。

〔酒井 昇君 降壇〕

議長（瀬戸口和幸君） これから発議第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、発議第5号について質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています発議第5号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから発議第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。

発議第5号道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、発議第5号道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

長田市長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。長田市長。

市長（長田 徹君） 先日6月17日に一般質問がございました。近藤議員の一般質問におきまして答弁が漏れておりました。その件につきましては、答弁すべき重大な内容と私はとらえておりますので、この場をおかりいたしましてお答えさせていただきます。

質問の内容は「市長が議長を使って私に圧力をかけたのではないか。おそらく市長が裏から手を回したとしか思えない、そのあたりの実があったのかどうか」という質問でございました。全く私は議長に何もお願いをいたしておりませんし、事実無根であります。御質問のような事実は全くありませんので、ここでお答えさせていただきます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 次に、議会運営副委員長から発言の申し出がっておりますのでこれを許します。森山副委員長。

〔森山 是蔵君 登壇〕

議会運営副委員長（森山 是蔵君） まずお断りを申し上げておきたいと思います。本件が提起されましたときに議会運営委員長が不在でございました。かわりまして私から御報告を申し上げます。

議会運営委員会の報告について、去る6月17日、51番、近藤議員の一般質問に関連し、52番、牧永議員より議会運営委員会の開催が要請され、本会議後委員会を開催いたしましたので、その結果を御報告します。

近藤議員の発言の中に「議長が私に9月の発言の取り消しと九大病院の2外科への謝罪を要求してきました」とありました。このことにつきましては、市長にも関係しますので同席を要請し、議長、市長に事実の確認をいたしました。議長としては九大病院が医師を引き上げることにどのような考えを持ってあるかを問うたのみで、直接的に謝罪を要求した事実はないとのこととなります。

したがって、今後は十分なる根拠の上での発言をされるよう強く要望するものであります。議会運営副委員長森山是蔵。

〔森山 是蔵君 降壇〕

議長（瀬戸口和幸君） 委員長報告に対する質疑は受け入れませんので、御了承願います。申し上げたとおりでございます。（「一言言わせてください」と呼ぶ者あり）先ほど申し上げたとおりです。よろしく申し上げます。

日程第24・発議第6号

議長（瀬戸口和幸君） 次に、日程第24、発議第6号壱岐市議会の解散に関する決議についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。35番、長岡末大議員お願いします。35番、長岡議員。

〔長岡 末大君 登壇〕

議員（35番 長岡 末大君） 発議第6号壱岐市議会の解散決議について、賛成者、壱岐市議会議員牧永護、立石一郎、品川洋毅、森山是蔵、深見忠生、豊坂敏文、吉田寛、小金丸益明、近藤団一、坂本拓史、鶴瀬和博、中田恭一、榊原伸、大浦利貞、久間初子、坂口健好志、富田邦博、町田光浩、深見義輝、立川省司、以上の賛成者をもって、壱岐市議会の解散決議について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

壱岐市議会の解散決議、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定に基づいて、壱岐市議会を解散する。

以上、決議する。平成17年6月23日、壱岐市議会。

提出の理由、我々壱岐市議会は、壱岐4町の合併に伴う議員在任特例の適用を受けた旧4町の議会議員で構成されている。平成16年3月1日壱岐市誕生から、来年2月末日までの2年間とした在任特例期間は、壱岐市の将来に向けた礎を築くための重要な時期であり、大きな転換期でもあることから、旧4町の民意を最大限反映するための方策として、合併協議会で決定されたものである。

この特例期間に在籍する我々議員は、議会という機関に与えられた権限を行使し、山積する広域的な諸問題の解決を急ぎ、壱岐市の発展に寄与し、任期を全うすることが課せられた使命であると認識する。

しかしながら、少子高齢化・人口の減少という社会的な現象は、全国的に財政難という状況を招き、地方自治の根幹を揺るがす深刻な問題となっていることから、小規模自治体こそ抜本的な行財政改革を行い財政を再建することが急務であるとの視点に立ち、議員自らが行財政改革への範を示そうとして、議会自主解散決議案が3月定例会で提出された。

決議案の審議においては、付託案件や継続的重要案件の調査・審査等の課題に対し、議員として当然の職務、職責を果たすべきとする一方で、民意を背景とする行財政再改革の早期実現をめざすべきとする意見が対立し、賛否両論拮抗する中で結果的には否決されたところである。この案件に対する賛成論、反対論は、ともに議員としての二面的立場を象徴するものであり表決に際し議員として相当な深慮を要したことは言うに及ばない。

この議会内から発せられた一連の経緯に端を発し、辞職した5名の議員と一部住民の扇動により、議員の在任特例に対する住民の批判的意見が喚起され、議会解散の賛否を問う住民投票を求める運動へと発展した。

結果として、1万2,000余名の有効署名数をもって7月17日に住民投票が実施されることとなったが、住民感情から判断するとき、賛成多数により即日解職という結果が出されることは、衆目の一致するところである。

ならば我々議員は住民の手により選び挙げられた代表者であるという原点に立ち返り、住民の意思を真摯に受けとめるべきである。また議会と民意の乖離を避け、ましてや多額の血税を要する住民投票の執行を回避することは、議員として住民に対する当然の責務であり、いかなる理由をもってしても、これを否定できる現状ではない。

よって、壱岐市議会として将来に汚点を残すことなく、議員の総意として本日をもって、議会を自主解散するものとする。

以上。

〔長岡 末大君 降壇〕

議長（瀬戸口和幸君） これから発議第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、発議第6号について質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第6号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第6号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから発議第6号について討論を行います。討論があれば、まず本案に対する反対の方からお願いします。31番、江川議員。

〔江川 漣君 登壇〕

議員（31番 江川 漣君） 私は、3月の定例議会において議会解散に賛同し、賛成した者であります。それは法定定数26人に対して62名、36人も多く、報酬年間1億円に上る出費を削減するべきと思ひ、賛同したのでありますが、結果的には過半数の賛同を得ることができませんでした。市民に与えられた権限、責務を議員みずから放棄してはならないことを知らされ深く反省いたしております。

あれから3カ月が経過し、議員も55名、29人オーバーであり、4,000万円余りの削減程度であります。新市誕生等黎明期においては、それらの経費を注入しながら、あるべき姿に体制を整えていくのであります。

在任特例による2年間の継続も合併協で真剣に討論した上のことであります。その合併協には議会推薦の議員もいたはずで、3月議会において反対し、このたび賛成に回っている議員の中には、本当は反対だけど賛成に回っておかなければ選挙戦が戦いにくいと言うのであります。何らの主義、主張、議論もなく、ただ選挙のためにのみと言う議員が出てくるにいたっては、何をか言わんやであります。

たとえどのように小さな権限であれ、一度与えたものを剥奪するには、それなりのエネルギーとリスクを伴うものであります。数を見せつけ詰め腹を切らせる、鯉口を切り、抜くぞ抜くぞとおどしをかける。だが、それらにたじろがない人間もいることを知っておくべきです。必要であれば、法にのっとり堂々とくぎを切れればよいのです。そして、このようなことが、この後、軽々に扱ってはならないことも知っておくであろうかと思ひます。

以上のことから、私はこの決議に反対いたします。以上です。

〔江川 漣君 降壇〕

議長（瀬戸口和幸君） 次は、本案に対し、賛成の方の討論を許します。33番、大浦議員。

〔大浦 利貞君 登壇〕

議員（33番 大浦 利貞君） 私が自主解散に賛成する理由は大きく分けて2つです。

一つは財政的な問題です。国の財政破綻で国、県の財政支援が見込めなくなる。自力でやっていくためには壱岐4町が1つになって力を合わせるしかない、4町が1つになりました。しかし、財政の方は合併を協議していたころの予想を大きく上回り、早いテンポで財政難が進行しています。国、県の負担金、補助金はどんどん減らされる。また、国民健康保険、介護保険の被保険者負担はどんどん引き上げられております。被保険者の負担がふえるということは、壱岐市の財政負担がふえるということであります。このように合併を協議していたころに比べて財政状況は大きく変化しております。つまり事情が大きく変わったわけですから、合併時の協定項目は見直し、検討せざるを得ません。議員の在任特例も当然で、見直し再検討されるべきであります。その意味で、議会が自主的に解散して財政難解決の模範を示すべきであります。

もう一つは民意の問題です。市議会解散を求める会が発行したビラの議会費の説明は確かに間違っていました。また、署名を集めるに当たって辞任者のいづれの説明は適正でない部分もありました。しかし、現在、市民の多くが財政難解決のためには議会が解散してくれることを望んでおります。我々がいかに釈明しようとも、議会が解散してくれることを望んでいる市民感情からすれば、議会に対する不信感はますます募るばかりであります。

例えば、さきの臨時議会で常任委員会に付託される案件については、担当する議員はできるだけ本会議での質疑は控えるという、そういった申し合わせに基づいて審議を進めましたが、本会議での質疑が少なかったということを理由に、いかにもいいかげんな審議をしているという批判も受けました。

また、議員である以上、議案の審議については真剣に果たさなければなりませんけれども、死体議会ということでいかにも議会での審議が無用であるような中傷も受けました。このようにいろいろ批判がありますけれども、これは裏を返せば民意の反映であるというふうに思います。

こうした市議会に対する市民の不信感を解決するためには、議会がみずから解散をして出直し、早く諸問題解決のために当たるしかありません。したがって、いろいろこれまでの過程で問題点はあります。問題点を明らかにされるのは結構です。しかし、住民投票に持ち込むことだけはやめようじゃありませんか。住民投票をすれば投票に行った方の過半数で結果が決まります。そういった点で言えば、住民投票の開票を待たなくても、既に現時点で投票の結果は明らかになっております。そういった結果がはっきりわかっているにもかかわらず1,700万円もの金を使って住民投票を行うのは、だれが考えても費用のむだ遣いであり、愚かなことです。どうか自主解散に反対される方ももう一度考えていただいて、住民投票に持ち込むことだけは避けていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

以上です。

〔大浦 利貞君 降壇〕

議長（瀬戸口和幸君） 次は、本案に対し反対の方の討論を許します。54番、長山議員。

〔長山 茂彌君 登壇〕

議員（54番 長山 茂彌君） 私は、自主解散に対して反対の討論を行います。反対の理由は、壱岐島内の有識者で組織されておりました合併協議会の決定事項は尊重すべきであると、このように思います。また、合併後いろいろの諸問題が山積いたしておりますので、多数の議員すなわち現職議員の定数において十分論議をし、住民の負託にこたえるのが私たちの使命である、こう思います。解散の趣旨は財政上議員の報酬のむだ遣いという理由のようでございますが、そのように解散主張されておりますが、私は議員の報酬がむだ遣いになるようなことがあれば、執行部に申し入れ、調整を図っていただきたい。そうしたことから今解散すべきではないと思いますので、解散に対し反対をいたします。

以上でございます。

〔長山 茂彌君 降壇〕

議長（瀬戸口和幸君） 次は、本案に対し賛成の方の討論を許します。51番、近藤議員。

〔近藤 団一君 登壇〕

議員（51番 近藤 団一君） 私は、本発議に対して賛成であります。理由は2つあります。

一つは、やはり民意を尊重して、行財政改革をやはりみずから範を示すということであり、そのために解散ということ賛成であります。

もう一つは、先ほど私の件に関して市長及び副委員長からいろいろとありましたが、議長がみずから発した言葉を根拠のない発言なんて言われて、私黙っているわけにいきません。それに対して反論もできませんでした。そういうような議会は即刻解散すべきと考えます。こういう本来の姿じゃありません、この議会は。そういうことで賛成をいたします。

終わります。（拍手する者あり）

〔近藤 団一君 降壇〕

議長（瀬戸口和幸君） 傍聴者の方に申し上げます。拍手等は御遠慮願うように傍聴規則となっておりますので、よろしく願いいたします。

次は、本案に対し反対の方の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。そのままでしばらくお待ちください。

〔議場閉鎖〕

議長（瀬戸口和幸君） ただいまの出席議員数は55人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に28番、眞弓倉夫議員及び29番、大久保洪昭議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（瀬戸口和幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（瀬戸口和幸君） 異状なしと認めます。

これから投票を行います。念のため申し上げます。投票用紙については、無効投票防止のためあらかじめ投票用紙に議席番号と氏名を記載いたしておりますので、御確認の上、御了承を願います。なお、投票は本案を賛成とする方は白票、反対とする方は青票を投票願います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

事務局長（川富兵右エ門君） それでは、議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。なお、投票に当たりましては、議員席から向かって右側の階段から登壇され、投票の後左側の階段から降壇願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

2番	町田	光浩議員	3番	小金丸	益明議員
4番	深見	義輝議員	5番	坂本	拓史議員
6番	今西	徹也議員	7番	平尾	典子議員
9番	今西	菊乃議員	10番	市山	和幸議員
12番	長島	清和議員	13番	山下	澄夫議員
14番	豊坂	敏文議員	15番	富田	邦博議員
16番	山下	正業議員	17番	立石	和生議員
18番	坂口	健好志議員	19番	中村	出征雄議員
20番	橋本	早苗議員	21番	立川	省司議員
22番	鵜瀬	和博議員	23番	中田	恭一議員
25番	馬場	忠裕議員	26番	久間	進議員
27番	小園	寛昭議員	28番	眞弓	倉夫議員

29番	大久保洪昭議員	30番	山内 道夫議員
31番	江川 漣議員	32番	西村 勝人議員
33番	大浦 利貞議員	34番	榊原 伸議員
35番	長岡 未大議員	36番	酒井 昇議員
37番	久間 初子議員	38番	浦瀬 繁博議員
39番	末永 浩議員	40番	倉元 強弘議員
41番	横山 重光議員	43番	平畑 光議員
44番	吉田 寛議員	46番	佐野 寛和議員
48番	永田 實議員	49番	森山 是蔵議員
50番	山川 峯男議員	51番	近藤 団一議員
52番	牧永 護議員	53番	品川 洋毅議員
54番	長山 茂彌議員	55番	川谷 力雄議員
56番	赤木 英機議員	57番	中村 瞳議員
58番	入江 忠幸議員	59番	立石 一郎議員
60番	原田 武士議員	61番	深見 忠生議員
62番	瀬戸口和幸議員		

.....

議長（瀬戸口和幸君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。28番、眞弓倉夫議員及び29番、大久保洪昭議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（瀬戸口和幸君） 念のため申し上げます。本案の議決については、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条第2項の規定によって、議員数の4分の3以上者が出席し、その5分の4以上の者の同意を必要とします。

ただいまの出席議員数は55名であり、議員数の4分の3以上です。また出席議員の5分の4は44人です。

投票の結果を報告します。

投票総数55票、賛成40票、反対15票。以上のとおり賛成は5分の4に達しません。したがって、壱岐市議会の解散に関する決議については否決されました。

.....

(賛成票を投じた議員の氏名)

2番 町田 光浩	3番 小金丸益明	4番 深見 義輝
5番 坂本 拓史	6番 今西 徹也	7番 平尾 典子
9番 今西 菊乃	10番 市山 和幸	14番 豊坂 敏文
15番 富田 邦博	16番 山下 正業	17番 立石 和生
18番 坂口健好志	19番 中村出征雄	20番 橋本 早苗
21番 立川 省司	22番 鵜瀬 和博	23番 中田 恭一
26番 久間 進	27番 小園 寛昭	28番 眞弓 倉夫
29番 大久保洪昭	30番 山内 道夫	33番 大浦 利貞
34番 榊原 伸	35番 長岡 末大	36番 酒井 昇
37番 久間 初子	40番 倉元 強弘	44番 吉田 寛
49番 森山 是蔵	50番 山川 峯男	51番 近藤 団一
52番 牧永 護	53番 品川 洋毅	56番 赤木 英機
58番 入江 忠幸	59番 立石 一郎	61番 深見 忠生
62番 瀬戸口和幸		

(反対票を投じた議員の氏名)

12番 長島 清和	13番 山下 澄夫	25番 馬場 忠裕
31番 江川 漣	32番 西村 勝人	38番 浦瀬 繁博
39番 末永 浩	41番 横山 重光	43番 平畑 光
46番 佐野 寛和	48番 永田 實	54番 長山 茂彌
55番 川谷 力雄	57番 中村 瞳	60番 原田 武士

.....
議場の出入り口を開きます。

〔議場閉鎖〕

議長(瀬戸口和幸君) 60番、原田議員。

議員(60番 原田 武士君) 本案件の賛成討論の中で近藤議員の賛成討論部分以外は削除を願います。理由は当議会が値しない議会というような発言がなされたことは本人は、そうであっても我々は立派な市議会議員だ、そういうふうに思っております。(「議長、議長」と呼ぶ者あり)不穏当な発言である以上、削除は当然であります。

以上。

議長(瀬戸口和幸君) ただいま60番議員の意見に対しては、後刻確認の上、議運等を開いて検討いたします。(「お願いします」と呼ぶ者あり)

ここでお諮りいたします。今期定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

議長（瀬戸口和幸君） 以上で、本日の日程は終了しました。

ここで長田市長よりあいさつの申し出がっておりますので、これを許します。長田市長。
市長（長田 徹君） 6月議会の閉会に当たりまして、ごあいさつを一言申し上げます。

去る6月10日から14日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして慎重に御審議をいただき、全議案、原案どおり可決、御承認賜りましたこと、誠にありがとうございました。また、連日にわたる御苦勞に対しまして、衷心より感謝の意を表する次第でございます。今会期中に賜りました御意見等につきましては、執行に当たり尊重いたしまして、御要望に沿うべく努力をいたす所でございます。議員各位におかれましてもこの上とも御指導、御鞭撻を賜りたいと存じます。

簡単ではございますが、6月定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつといたします。

議長（瀬戸口和幸君） これをもちまして、平成17年度第2回壱岐市議会定例会を閉会いたします。

午後0時05分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 瀬戸口和幸

副 議 長 深見 忠生

署名議員 久間 進

署名議員 小園 寛昭